

○総務省告示第四百二十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣 山本 早苗

428MHz から 428.4MHz まで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
				愛知県及び三重県の区域を除く。
				。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。

を

九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
-----------	--------------	------	------------

428MHzから428.4MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	信越総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	北陸総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
				愛知県及び三重県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成32年6月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年6月30日まで	5W以下	陸上での使用に限る。
429.16875MHzから429.74375MHzまで	平成30年6月30日まで	0.02W以下	注3	

ひ

460.3MHz から 461.4 MHz まで	北海道総合通信局管内		平成33年6月30日まで	10W以下	460.3MHz から 460.5MHz までの周波数のみを使用する場合を除く。
	北陸総合通信局管内		平成33年6月30日まで	10W以下	
	北海道総合通信局管内		平成33年6月30日まで	1W以下	
	東北総合通信局管内		平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内		平成33年6月30日まで	1W以下	
H まで	四国総合通信局管内		平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内		平成33年6月30日まで	1W以下	

㊦

460.3MHz から 461.4 MHz まで	北海道総合通信局管内		平成33年6月30日まで	10W以下	460.3MHz から 460.5MHz までの周波数のみを使用する場合を除く。
	北陸総合通信局管内		平成33年6月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内		平成29年6月30日まで	0.002W以下	
915.9MHz から 916.9 MHz まで					注 4

920.5MHz から 928.1MHz まで	九州総合通信局管内			平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注5
	北海道総合通信局管内			平成33年6月30日まで	1W以下	
2294MHz から 2296MHz まで	東北総合通信局管内			平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内			平成33年6月30日まで	1W以下	
	四国総合通信局管内			平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内			平成33年6月30日まで	1W以下	
	九州総合通信局管内			平成30年6月30日まで	0.45W以下	
2400MHz から 2483.5MHz まで	九州総合通信局管内			平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注6

」

5490MHz から 5690MHz まで	東海総合通信局管内			平成31年6月30日まで	0.4W以下	注3
	中国総合通信局管内			平成32年6月30日まで	0.4W以下	注4
	四国総合通信局管内			平成32年6月30日まで	0.4W以下	注5
5650MHz から 5830MHz まで	東北総合通信局管内			平成29年6月30日まで	1W以下	注6

」

5490MH z から5690M	東海総合通信局管内		平成33年6月30日まで	0.4W以下	注7
	中国総合通信局管内		平成32年6月30日まで	0.4W以下	注8
H z まで	四国総合通信局管内		平成32年6月30日まで	0.4W以下	注9
	東北総合通信局管内		平成29年6月30日まで	1W以下	注10
H z まで					

に

」

改め、同表中（注6）を（注10）とし、（注5）を（注9）とし、（注4）を（注8）とし、同表（注3）中「愛知県豊田市深見町」を「愛知県名古屋守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカドヤ、同市黒田町及び同市深見町」と改め、「並びに同県長久手市茨ケ廻間」を「、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ケ廻間」と改め、「同市岩作三ヶ峯」の次に「並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫」を加え、同（注3）を同表（注7）とし、同表（注2）の次に次のように加える。

- （注3） 福岡県福岡市南区的場の区域に限る。
- （注4） 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同市博多区竹下及び同市博多区美野島の区域に限る。
- （注5） 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。
- （注6） 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。